



発行
東京都

を「八百二十五万三千四百円」に、「二百九十万四千六百円」を「二百九十三万七千四百円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年五月十五日から施行する。

告 示

◎東京都告示第六百九号

- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則
- ………（建設局公園緑地部公園課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定………（建設局道路管理部監察指導課）…二

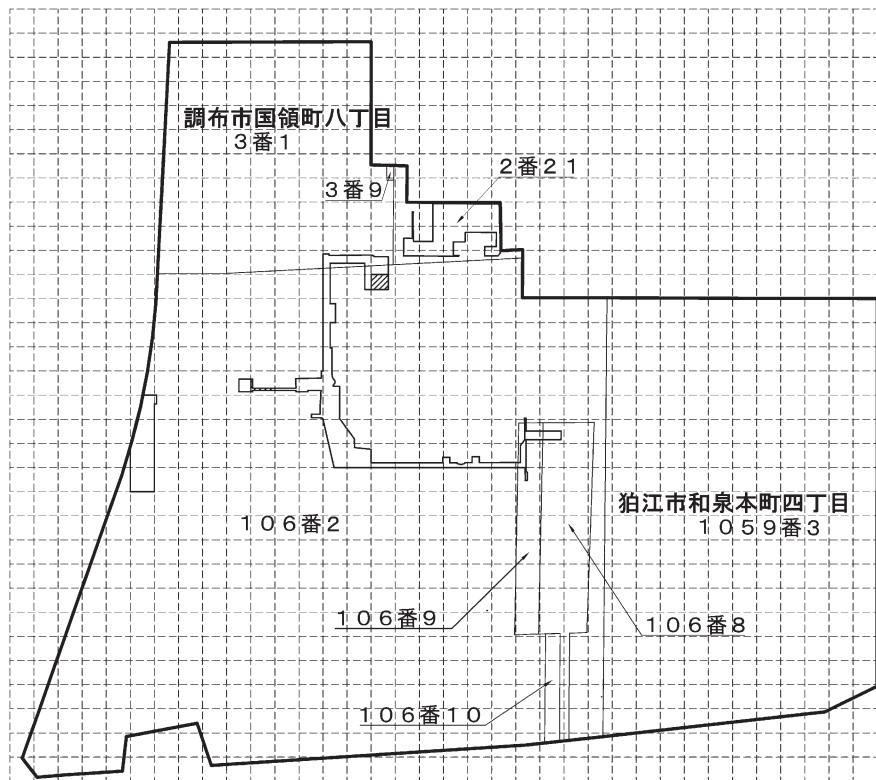
令和七年五月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 要措置区域 別図のとおり（狛江市和泉本町四丁目地内）

- | 規 則 | |
|---|---|
| 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 | 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。 |
| 令和七年五月十四日 | 令和七年五月十四日 |
| ●東京都規則第二百二十号 | ●東京都規則第二百二十号 |
| 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する | 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する |
| 規則 | 規則 |
| 東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。 | 東京都立公園条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。 |
| 別表第一二の部（六）の項中「八百三十六万一千四百円」 | 別表第一二の部（六）の項中「八百三十六万一千四百円」 |
| を「八百二十五万三千四百円」に、「二百九十万四千六百円」を「二百九十三万七千四百円」に改める。 | を「八百二十五万三千四百円」に、「二百九十万四千六百円」を「二百九十三万七千四百円」に改める。 |
| （第18303号） | （第18303号） |

別図



【凡例】

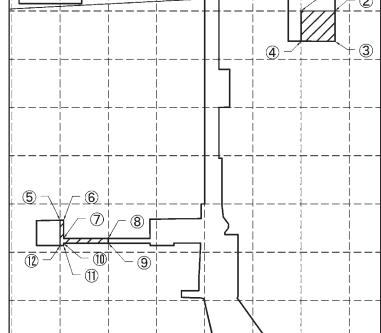
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 調査範囲
- ▨ : 要措置区域

29度08分34秒
起点(X,Y)=(0,0)

【起点】

起点は、狛江市和泉本町四丁目1059番3の最北端とする。

拡大



X座標	Y座標	X座標	Y座標
① -210.0000	10.0000	⑦ -259.2899	-37.1278
② -202.9215	10.0000	⑧ -250.0000	-37.1278
③ -202.9240	3.7239	⑨ -250.0000	-38.1278
④ -210.0000	3.7268	⑩ -259.2841	-38.1278
⑤ -260.0000	-33.3719	⑪ -259.2841	-38.6096
⑥ -259.2841	-33.3631	⑫ -260.0000	-38.6096

● 東京都告示第六百十号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年五月十四日

東京都知事 小池百合子

- (一) 路線名 都道環状八号線
- (二) 指定する区間 杉並区上荻一丁目七十九番五地先から同区桃井一丁目二百三十九番一地先まで
- (三) 指定の概要 別図表示(1)のとおり
- (一) 路線名 都道東京所沢線
- (二) 指定する区間 杉並区上荻一丁目七十九番五地先
- (三) 指定の概要 別図表示(2)のとおり

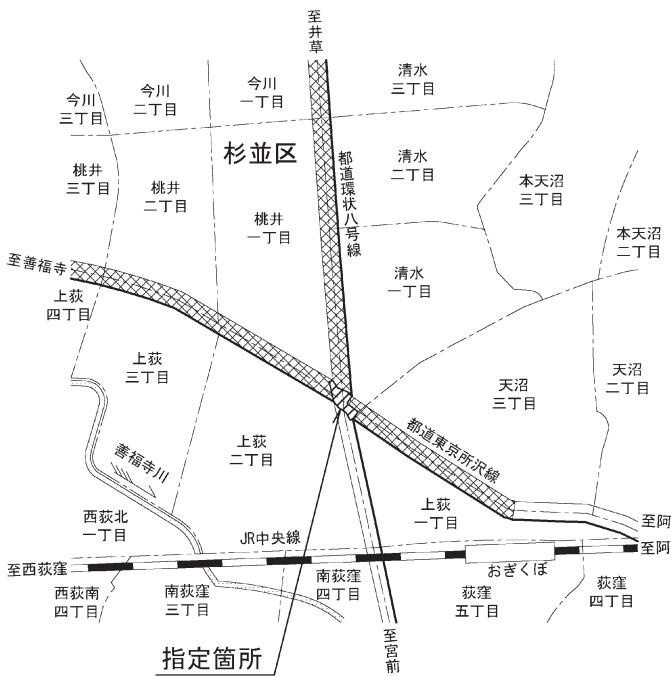
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状八号線
都道東京所沢線

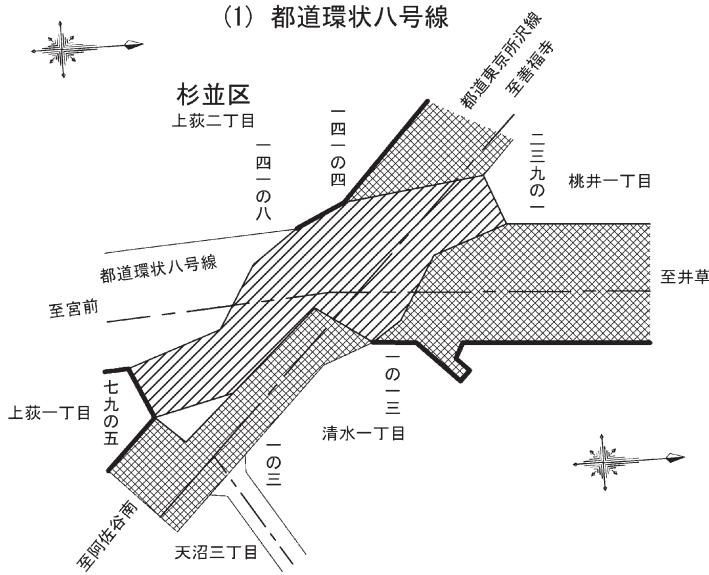
杉並区上荻一丁目～桃井一丁目

都道
特別区道

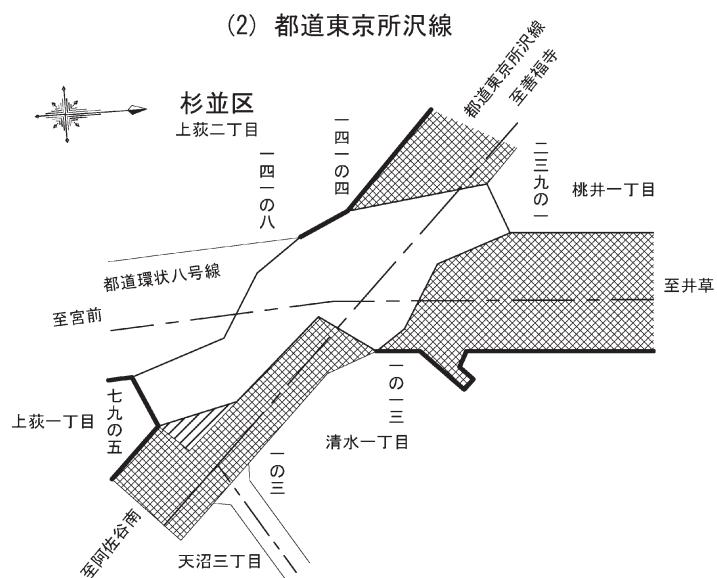
- (1) 都道環状八号線
(電線共同溝予定名称 環状八号・十四号)
延長 一〇七・七七メートル
- (2) 都道東京所沢線
(電線共同溝予定名称 東京所沢・十三号)
延長 二一・四八メートル



(1) 都道環状八号線



(2) 都道東京所沢線



発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。